

建設事業主団体、建設事業主の皆さまへ



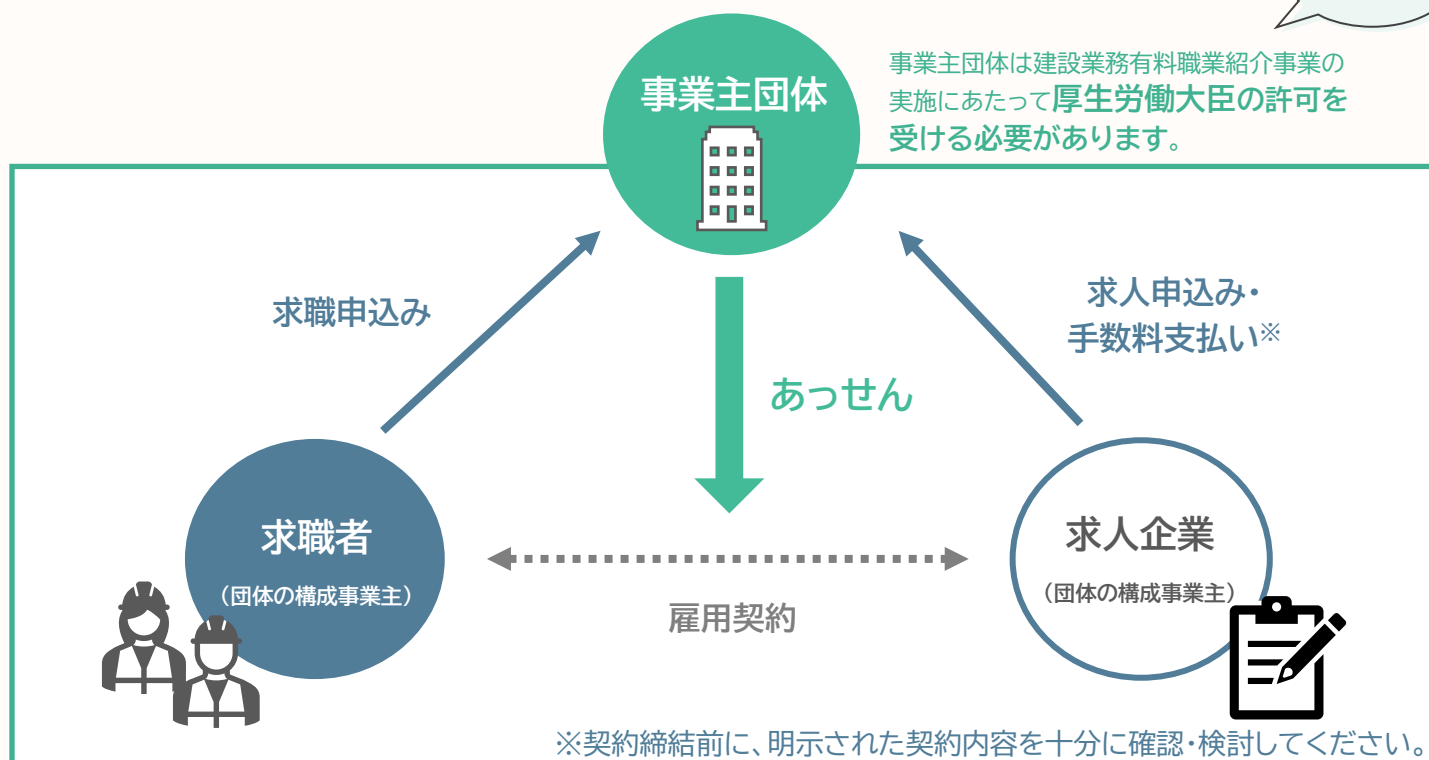
建設現場で働きたい方と 人材不足に悩む建設企業をつなぐ制度です

～建設業務有料職業紹介事業～

建設業務有料職業紹介事業は、厚生労働大臣の許可を受けた事業主団体が、団体の構成員である求職者または求人者を対象として、**建設業務に就く職業の雇用関係の成立を有料であっせん**する制度です。建設業では、特有の重層下請構造により、雇用関係があいまいになり雇用管理改善への悪影響が懸念されることなどから、**有料職業紹介は禁止**されています。

他方で、建設労働者の雇用の安定化等を図る観点から、許可を受けた事業主団体が、建設現場で働きたい方と建設企業のマッチングを行う「建設業務有料職業紹介事業」が認められています。

詳細は裏面を
ご覧ください



活用のポイント



職業紹介を行うためには
事業主団体
であることが必要です



団体としての活動期間が
3年以上※
必要です



求職者または求人企業が
団体の構成員
であることが必要です

※一般社団法人または一般財団法人の場合

建設業務有料職業紹介事業を実施するためには、事業主団体が実施計画の認定を受けた上で、建設業務有料職業紹介事業の許可を受けることが必要です。

(申請にあたっては事前に管轄の都道府県労働局にご相談ください。)

1 実施計画の認定

実施計画とは

実施計画とは、建設労働者の雇用の改善、能力の開発・向上、福祉の増進に関する措置及び建設業務労働者就業機会確保事業等に関する措置を一体的に実施するための計画のことをいいます。

事業主団体の主な要件

- ・一般社団法人または一般財団法人(以下「法人」という)、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合または協同組合連合会(以下「組合等」という)であること
- ・直接または間接の構成員の数が30以上であること
- ・構成員の8割以上が建設業法第3条第1項の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であること
- ・法人においては事業期間が原則3年以上継続していること、組合等においては設立した日から5年以上経過していること

申請手続き

実施計画の認定を受けるためには、実施計画の内容を記載した「実施計画認定申請書」と添付書類を提出する必要があります。

(主な添付書類)

- ・定款及び登記事項証明書
- ・構成員の氏名または名称を記載した名簿
- ・最近3年間の事業報告書
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・役員の住民票の写し及び履歴書
- ・送り出しを行う事業主の最近1年間の実績報告書及び建設業の許可を受けていることを証する書面 など

2 建設業務有料職業紹介事業の許可

主な許可要件

- ・認定された実施計画に従って建設業務有料職業紹介事業を実施すること
- ・事業を健全に遂行するに足りる以下の財産的基礎を有すること
 - ・基準資産額(資産総額－負債)が【500万円×本事業を行う事業所数】以上であること
 - ・事業資金として自己名義の現金・預金が【150万円＋{60万円×(本事業を行う事業所数－1)}】以上であること
- ・個人情報適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること
- ・上記のほか、一定の要件を満たした職業紹介責任者が配置されているなど、本事業を適正に遂行する能力を有すること

申請手続き

建設業務有料職業紹介事業の許可を受けるためには、「許可申請書」と添付書類を提出する必要があります。

(主な添付書類)

- ・資産の内容及びその権利関係を証する書類
- ・個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- ・業務の運営に関する規程
- ・職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書、職業紹介責任者講習の受講証明書
- ・施設の概要を記載した書面 など